

防研企第298号
20. 3. 31
改正 防研企第4号
21. 1. 7
改正 防研総第895号
23. 9. 1
改正 防研企第712号
26. 6. 20
改正 防研総第457号
27. 4. 10
改正 防研企第473号
令和元年9月25日
改正 防研企第1168号
令和2年12月21日
改正 防研企第218号
令和5年3月14日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防衛研究所長
(公印省略)

防衛研究所における招へい研究員の取扱いについて（通達）

標記について、別紙のとおり実施する。

防衛研究所における招へい研究員の取扱い

1 目的

この通達は、防衛研究所の調査研究業務の充実を図るため、諸外国の研究者を招へい研究員（以下、「NIDSフェロー」という。）として受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 NIDSフェローの定義

NIDSフェローとは、第3項第2号の研究内容を専門とし、防衛研究所において第8項に示す支援等を受け、第6項に示す研究等に従事する者である。

3 NIDSフェローの資格

NIDSフェローは、防衛研究所において、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下、「各部長等」という。）から受入れの要望があり、受入時点で外国の大学、研究機関又は行政機関に所属し、現に研究活動を行っている者で、次に示す防衛研究所の定める資格を有し、防衛研究所長（以下、「所長」という。）が受入れを認めた者とする。

(1) 学歴

受入時点でPh.D取得者又はPh.D取得相当者であること

(2) 研究内容

研究内容が現行の調査研究に関する指針に示す調査研究の重点事項の範囲内であること

(3) 研究実績

少なくとも2本の学術論文又は著作のあること

(4) 語学能力

日本語又は英語で自立した研究活動ができる能力を有すること

(5) 推薦

所属する機関のものを含む2通の推薦状があること

4 NIDSフェローの受入手続き

(1) NIDSフェローの招へいを希望する各部長等は、招へいを希望する年度の前年度の11月末日までに、所定の申請書（別添様式第1）を所長に提出することにより、NIDSフェローの候補者を申請する。

(2) NIDSフェロー候補者の受入れに関する可否及び優先順位を審議するため、次の各号に定めるとおり、NIDSフェロー委員会を設置する。

ア 構成

委員長 防衛研究所副所長

副委員長 研究幹事

委員 企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）、特別研究官（政策シミュレーション担当）

イ 意見等の聴取

委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

ウ 審議結果

委員長及び副委員長は、審議結果を所長に報告する。

エ 開催時期

委員会は、原則として、毎年2月末までに開催する。

オ 庶務

委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(3) NIDSフェローの招へいを希望する各部長等は、所長が決定した優先順位に基づき、順次、候補者と受入調整を実施する。

(4) 調整後、企画調整課は、NIDSフェローの招へいを希望する各部長等を通じて、招へいを応諾した候補者に対して、NIDSフェロー申請書（別添様式第2）及び研究計画書（別添様式第3）を送付し、候補者から必要事項記入後の同書類2点のほか、推薦状2通を受領した後、NIDSフェローの資格を確認する。

(5) 企画調整課は、NIDSフェローの資格を確認後、所長名による招へい状（別添様式第4及び第5）を発行する。当該招へい状の発行をもって防衛研究所による招へいが正式に決定されたものとする。

(6) 企画調整課は招へい状発行後、NIDSフェローの招へいを希望する各部長等を通じて、同意書（別添様式第6及び第7）を送付し、受入期間開始日までにフェローの署名がある同意書を受領し、保管する。

5 NIDSフェローの受入期間

NIDSフェローの受入期間は、原則として同一年度において6か月以内とする。

6 NIDSフェローによる研究等への従事

NIDSフェローは、次の各号に定める研究等に従事する。

(1) 受入期間終了までに、研究計画に基づく研究報告書を日本語又は英語で作成し、企画調整課に対して提出する。様式は任意とし、原則として、日本語で6,000字、英語で3,000ワードを基準とする。

(2) 受入期間終了までに、前号に掲げる研究報告書に関する研究発表を日本語又は英語で、少なくとも1回実施する。

(3) 受入期間中、可能な範囲で、防衛研究所の研修員に対して講義を実施する。

(4) 受入期間中、可能な範囲で、防衛研究所が行う国際交流その他の業務に協力する。

(5) 受入期間中、内部部局その他の防衛省の他機関から意見交換等の依頼があった場合、可能な範囲で、これに協力する。

7 NIDSフェローの責務、身分及び遵守事項等

- (1) NIDSフェローは、受入期間中、現行の調査研究に関する指針に示す調査研究の重点事項に関して、研究計画書に基づき研究等に従事する。
- (2) NIDSフェローは、受入期間中、防衛研究所の規則を遵守する。
- (3) NIDSフェローは、受入期間中に限り、NIDSフェローの呼称を用いることができる。NIDSフェローは、職員の身分を有しない。
- (4) NIDSフェローは、防衛省市ヶ谷庁舎F1棟及びF2棟に立ち入る際、専ら加賀門を利用するものとする。
- (5) NIDSフェローは、研究活動その他の理由により国外に渡航する場合には、来日前に目的及び期間を企画調整課に申請し、承認を得るものとする。
- (6) NIDSフェローは、受入期間中に防衛研究所において実施した研究成果を所外に発表する場合、所長の指示に従うものとする。
- (7) NIDSフェローは、受入期間中、防衛研究所において実施する研究以外の事項に関して、NIDSフェローの呼称を用いて対外発表してはならない。
- (8) 前項第1号に示す研究報告書及び同第2号に示す研究発表に関する権利は、防衛研究所に帰属する。
- (9) NIDSフェローに対しては、受入期間中、防衛研究所情報システム（汎用業務支援システム）（以下、「システム」という。）の利用を認める。NIDSフェローによるシステム等の利用に関しては、私有パソコンの職場への持ち込みの禁止及び私有可搬記憶媒体のシステム上での使用の禁止等を含め職員に適用されている規則及び所内手続きを準用する。
- (10) NIDSフェローによる電話、ファクシミリ及びコピー機の使用に関しては、職員に適用されている所内手続きを準用する。
- (11) NIDSフェローが受入期間中に防衛研究所において実施した研究成果に対して、研究活動に係る不正行為を指摘する通報があった場合には、NIDSフェローが所属する機関にその旨を通知する。
- (12) 防衛研究所は、所内で発生した事故等による傷害及び損害等について、責任を負わない。
- (13) 本項及び次項に定める事項に関して、第4項第6号に示す同意書の提出をもって、NIDSフェローがその責務、身分及び遵守事項等を確認したものとする。

8 NIDSフェローの待遇及び研究に対する支援等

- (1) NIDSフェローに対して、航空賃、鉄道賃、車賃、宿泊料及び日当を所内の規定に従い支給する。なお、国外への渡航期間中の宿泊料及び日当は支給しない。また、研究計画に関するもののうち、第6項第1号に示された研究報告書以外の論文の執筆料及び同第4号以外の研究会等への参加謝金を、所内の規定に従い、支給することができる。
- (2) NIDSフェローに対して、可能な範囲で、調査研究に必要な研究室及び備品等の利用を認め、消耗品を提供する。
- (3) 受入期間中、NIDSフェローに対して、前項第4号のため、立入証を貸与する。
- (4) 受入期間中、NIDSフェローに対して、研究図書室の利用を認める。
- (5) 宿舍の手配、医療保険及び損害保険の加入については、NIDSフェローの責任に

においてこれを行う。

9 NIDSフェローの受入取消し

(1) 所長は、次に掲げる場合、NIDSフェローの受入れを取り消すことができる。

ア NIDSフェローが提出した書類に虚偽の記載があった場合

イ NIDSフェローとして相応しくない行為をはたらいた場合

ウ NIDSフェローが第6項及び第7項に定める事項を遵守しなかった場合

(2) NIDSフェローの受入れを取り消した場合、じ後の帰途の航空賃及びその他の諸手当は支給しない。また、既に支給された航空賃及びその他の諸手当の総額に相当する金額の返還を求めることができる。

令和 年 月 日

NIDSフェロー候補者申請書

部長（企・政・理・地・教）
戦史セ長・特研官（国図・政策）
氏 名 _____

以下の者を、NIDSフェロー候補者として申請します。

- 1 氏 名
- 2 国 籍
- 3 年 齢
- 4 現在の所属・肩書
- 5 主な学歴
- 6 主な職歴
- 7 研究分野（主と思われる分野からできるだけ具体的に）
- 8 主な業績（主な学术论文、著作など最低2本以上）
- 9 申請理由（期待できる研究上の成果、防研の事業との関連性を明記）
- 10 その他（優先順位付けの参考となる事項を箇条書き）

NIDSフェローに対する研究支援等実施者
氏 名 _____

* 履歴書、プロフィールが入手可能な場合には添付すること。

15. JOB EXPERIENCE

PERIOD	INSTITUTION	LOCATION	POSITION HELD/ NATURE OF WORK
---------------	--------------------	-----------------	--

**16. MAJOR PUBLICATIONS AND PRESENTATIONS, AWARDS, HONORS AND SCHOLARSHIPS RECEIVED
(LIST ON SEPARATE SHEET IF NECESSARY)**

17. LANGUAGE PROFICIENCY (SPECIFY EXCELLENT, GOOD, FAIR, OR POOR)

	READING	WRITING	SPEAKING
JAPANESE			
ENGLISH			
OTHER ()			

18. DEPENDENTS/SPOUSE WHO WILL ACCOMPANY THE APPLICANT

19. PERIOD DURING WHICH THE APPLICANT WISH TO CONDUCT RESEARCH AT NIDS

	DAY	MONTH	YEAR		DAY	MONTH	YEAR
FROM				TO			

20. PROPOSED RESEARCH THEME AT NIDS

**21. OUTLINE OF THE RESEARCH PROPOSAL
(A FULL PROPOSAL SHOULD BE PREPARED ON A SEPARATE SHEET)**

22. CONTRIBUTION THE APPLICANT CAN MAKE TO NIDS

23. I certify that I have read and understood all the questions set forth in this form, and that answers I have furnished on this form are true and correct to the best of my knowledge and belief.

APPLICANT'S SIGNATURE _____

DATE _____

National Institute for Defense Studies, Japan
NIDS FELLOW: RESEARCH PROPOSAL

A large, empty rectangular box with a black border, occupying the majority of the page below the header. It is intended for the applicant to write their research proposal.

防研企第 号
令和 年 月 日

殿

招 へ い 状

当研究所は、貴殿を「 」のため、令和 年 月 日
から令和 年 月 日までの間、NIDSフェローとして招へいします。

防衛省防衛研究所
所長

(所長名自署)

(Provisional translation)

Letter of Invitation

Month Date, Year

Name of the NIDS Fellow:

On behalf of the National Institute for Defense Studies (NIDS), I would like to extend to you an invitation to conduct research at NIDS on “ ” as a NIDS Fellow, from to .

(Name of the President)

President

National Institute for Defense Studies

Ministry of Defense, Japan

同意書

1 受入期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

2 研究テーマ

「 _____ 」

3 NIDSフェローによる研究等への従事

NIDSフェローは、次の各号に定める研究等に従事する。

- (1) 受入期間終了までに、研究計画に基づく研究報告書を日本語又は英語で作成し、企画調整課に対して提出する。様式は任意とし、原則として、日本語で6,000字、英語で3,000ワードを基準とする。
- (2) 受入期間終了までに、前号に掲げる研究報告書に関する研究発表を日本語又は英語で、少なくとも1回実施する。
- (3) 受入期間中、可能な範囲で、防衛研究所の研修員に対して講義を実施する。
- (4) 受入期間中、可能な範囲で、防衛研究所が行う国際交流その他の業務に協力する。
- (5) 受入期間中、内部部局等から意見交換等の依頼があった場合、可能な範囲で、これに協力する。

4 NIDSフェローの責務、身分及び遵守事項等

- (1) NIDSフェローは、受入期間中、防衛研究所の規則を遵守する。
- (2) NIDSフェローは、受入期間中に限り、NIDSフェローの呼称を用いることができる。NIDSフェローは、職員の身分を有しない。
- (3) NIDSフェローは、防衛省市ヶ谷庁舎F1棟及びF2棟に立ち入る際、専ら加賀門を利用するものとする。
- (4) NIDSフェローは、研究活動その他の理由により国外に渡航する場合には、来日前に目的及び期間を企画調整課に申請し、承認を得るものとする。
- (5) NIDSフェローは、受入期間中に防衛研究所において実施した研究成果を所外に発表する場合、所長の指示に従うものとする。
- (6) NIDSフェローは、受入期間中、防衛研究所において実施する研究以外の事項に関して、NIDSフェローの呼称を用いて対外発表してはならない。
- (7) 前項第1号に示す研究報告書及び同第2号に示す研究発表に関する権利は、防衛研究所に帰属する。
- (8) NIDSフェローに対しては、受入期間中、防衛研究所情報システム（汎用業務支援システム）（以下、「システム」という。）の利用を認める。NIDSフェローによるシステム等の利用に関しては、私有パソコンの職場への持ち込みの禁

止及び私有可搬記憶媒体のシステム上での使用の禁止等を含め職員に適用されている規則及び所内手続きを準用する。

- (9) NIDSフェローによる電話、ファクシミリ及びコピー機の使用に関しては、職員に適用されている所内手続きを準用する。
- (10) NIDSフェローが受入期間中に防衛研究所において実施した研究成果に対して、研究活動に係る不正行為を指摘する通報があった場合には、NIDSフェローが所属する機関にその旨を通知する。
- (11) 防衛研究所は、所内で発生した事故等による傷害及び損害等について、責任を負わない。

5 NIDSフェローの待遇及び研究に対する防衛研究所による支援等

- (1) NIDSフェローに対しては、航空賃、鉄道賃、車賃、宿泊料及び日当を所内の規定に従い支給する。なお、国外への渡航期間中の宿泊料及び日当は支給しない。また、研究計画に関するもののうち、第3項第1号に示された研究報告書以外の論文の執筆料及び同第2号以外の研究会等への参加謝金を、所内の規定に従い、支給することができる。
- (2) NIDSフェローに対して、可能な範囲で、調査研究に必要な研究室及び備品等の利用を認め、消耗品を提供する。
- (3) 受入期間中、NIDSフェローに対して、前項第3号のため、立入証を貸与する。
- (4) 受入期間中、NIDSフェローに対して、研究図書室の利用を認める。
- (5) 受入期間が開始するまでに、NIDSフェローに対して研究支援等を実施する職員を指定する。
- (6) 宿舍の手配、医療保険及び損害保険の加入については、NIDSフェローの責任においてこれを行う。

6 NIDSフェローの受入取消し

防衛研究所長は、次に掲げる場合、NIDSフェローの受入れを取り消すことができる。NIDSフェローの受入れを取り消した場合、じ後の帰途の航空賃及びその他の諸手当は支給しない。また、既に支給された航空賃及びその他の諸手当の総額に相当する金額の返還を求めることができる。

- (1) NIDSフェローが提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (2) NIDSフェローとして相応しくない行為をはたらいた場合
- (3) NIDSフェローが3及び4に定める事項を遵守しなかった場合

7 その他

防衛研究所長は、4から6に定める事項のほか、NIDSフェローの取扱いについて、必要な事項を定める。

以上の事項に同意し、これを遵守いたします。

令和 年 月 日

防 衛 研 究 所 長 殿

署 名

NIDS FELLOW
National Institute for Defense Studies

Terms and Conditions

1. Duration of the Fellowship: from _____ to _____
2. Research Topic:
3. Research and Other Activities as NIDS Fellow
The NIDS Fellow shall be engaged in the following:
 - (1) The NIDS Fellow must write a paper pertaining to his/her research topic in Japanese or English and submit it to the Planning and Management Division by the end of the fellowship at NIDS. The paper must consistently follow one of the commonly used academic styles and, in principle, shall have the length of 6,000 letters in Japanese or 3,000 words in English.
 - (2) The NIDS Fellow must make at least one presentation pertaining to his/her research topic prescribed in section 3(1) in Japanese or English by the end of the fellowship at NIDS.
 - (3) The NIDS Fellow shall give, as far as circumstances permit, lectures at education programs of NIDS during his/her stay at NIDS.
 - (4) The NIDS Fellow shall contribute, as far as circumstances permit, to international exchanges and other relevant activities by NIDS during his/her stay at NIDS.
 - (5) The NIDS Fellow shall cooperate, as far as circumstances permit, for exchange of views and other relevant activities solicited by the Internal Bureau and other relevant organizations of the Ministry of Defense during his/her stay at NIDS.
4. Responsibilities, Status and Conditions of NIDS Fellow:
 - (1) The NIDS Fellow shall faithfully observe rules and regulations set forth by NIDS during his/her stay at NIDS.
 - (2) The NIDS Fellow may use the title of NIDS Fellow only during his/her stay at NIDS. He/ She shall not have the status of NIDS employee.

- (3) The NIDS Fellow shall use only Kaga Gate for entry into the Ichigaya Buildings F1 and F2 of NIDS.
- (4) The NIDS Fellow shall notify and obtain the approval before his/her visit to Japan from the Planning and Management Division the purpose and period of his/ her travel abroad for research and other activities.
- (5) The NIDS Fellow shall publish, during his/her stay at NIDS, the research outcome as NIDS Fellow in non-NIDS media with prior approval of the NIDS President.
- (6) The NIDS Fellow shall not use the title of NIDS Fellow during the fellowship period when the Fellow publishes his/ her views on topics other than the one specified in section 2.
- (7) NIDS retains the right to the products of the research specified in section 3(1) and (2).
- (8) NIDS allows the NIDS Fellow to use the NIDS Information System (for research) as deemed necessary for his/her research during the fellowship period. The NIDS Fellow shall observe the same set of rules, regulations and procedures of NIDS as those applied to NIDS employees when he/she uses a computer and removable devices at NIDS, including the prohibition of the carry of private personal computers into the NIDS office space and of the use of removable media devices on the NIDS Information System (for research).
- (9) The NIDS Fellow shall observe the same set of regulations and procedures as those applied to NIDS employees on the use of phones, facsimile and photocopy machines.
- (10) NIDS will notify the current employer of the NIDS Fellow if any allegation of research misconduct has been made against him/her with regard to the outcome of his/her research during the fellowship period.
- (11) NIDS will not be responsible for any harms or injuries, etc. on the NIDS Fellow as a result of accidents that took place within the NIDS premises during the fellowship period.

5. Services and Support to NIDS Fellow:

- (1) NIDS provides the NIDS Fellow with airfare expenses, railway and car fare expenses, and housing and subsistence allowances (in accordance with NIDS rules and regulations). NIDS will deduce the housing and subsistence allowances specified here for the period of his/ her travel abroad. NIDS may also provide him/her with paper fees and honorarium (in accordance with NIDS rules and regulations) for contributions to NIDS activities that are in addition to those specified in

section 3 (1) and (2).

- (2) NIDS allows, as far as circumstances permit, the NIDS Fellow to use facilities of NIDS including office space, and provides consumables necessary to his/her research at NIDS during the fellowship period.
- (3) NIDS issues a pass card to the NIDS Fellow for entry into the Ichigaya Buildings F1 and F2 of NIDS through Kaga Gate.
- (4) NIDS may provide the NIDS Fellow with access to the NIDS Library.
- (5) NIDS may appoint a research advisor to the NIDS Fellow by the start of the fellowship period.
- (6) The NIDS Fellow shall be responsible for making accommodation arrangements, and purchasing medical/damage and other necessary insurance policies.

6. Withdrawal of the fellowship:

The President of NIDS may withdraw the fellowship even after submission of this document in the following cases. In the case of withdrawal, NIDS will not provide him/her with return airfare expenses or housing and subsistence allowances in the cancelled period. NIDS may also demand him/her to refund those expenses and allowances already paid before the withdrawal:

- (1) It becomes clear that the NIDS Fellow provided false information on the application materials;
- (2) The NIDS Fellow behaves in a manner inappropriate as a NIDS Fellow;
- (3) The NIDS Fellow does not observe rules, regulations, and/or terms and conditions prescribed in sections 3 and 4.

7. Others:

The President of NIDS can prescribe other necessary items in addition to those of sections 4 to 6.

I, _____, hereby agree to the above terms and conditions.

Signature _____

Date _____